

# フィリピンにおける商標登録出願

## 制度概要

オンダ国際特許事務所  
(ONDA TECHNO Intl. Patent Attys.)

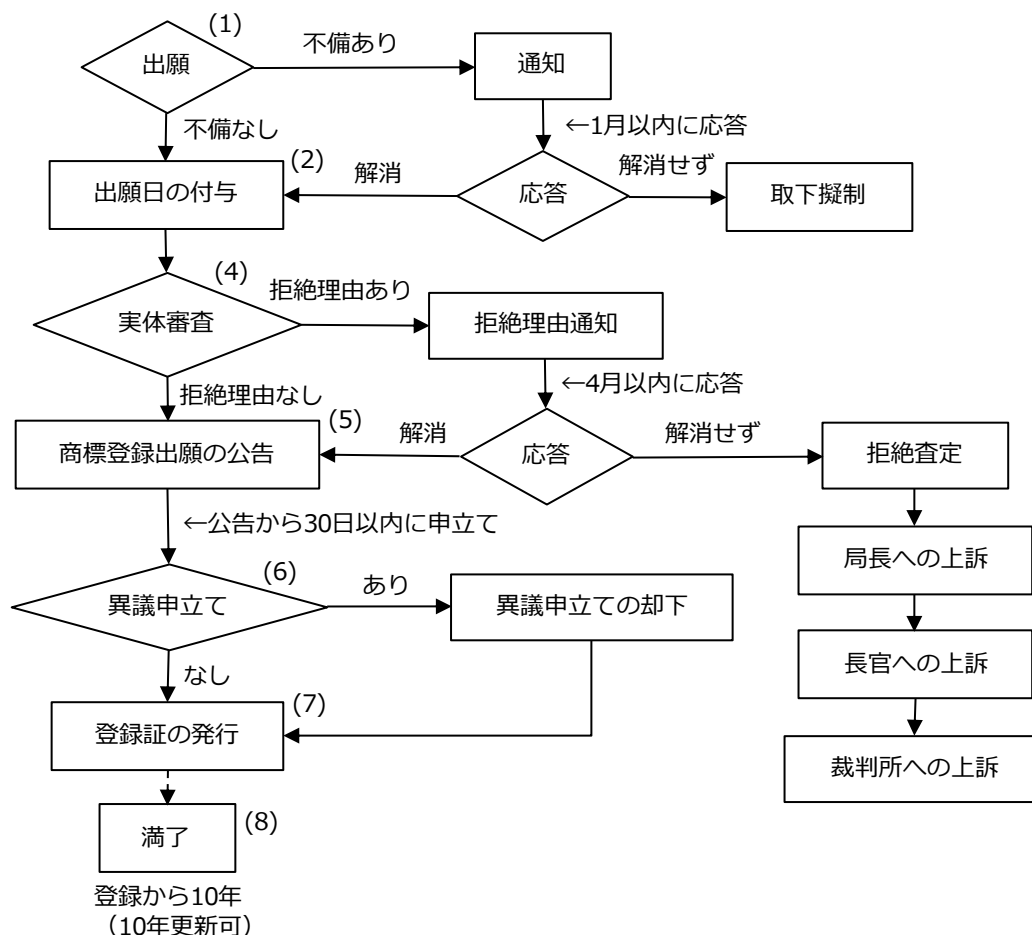
金森晃宏  
(弁理士)



特許業務法人オンダ国際特許事務所は1968年に岐阜において設立。金森氏は、2006年に同事務所に入所。2010年に弁理士登録。入所以後、特許業務に従事し、東南アジアの知財業務も担当。2014年4月より日本弁理士会からの初代研修生として日本貿易振興機構(ジェトロ)に出向し、2014年10月～2016年3月までジェトロバンコク事務所に在籍。2016年4月～2018年3月の間、日本弁理士会国際活動センター アジア・オセアニア部委員を務める。ジェトロバンコク事務所が実施した調査事業、「ASEAN 主要国における日本の地名等の商標登録実態調査(2016年度)」および「ASEAN 法律事務所調査(2017年度)」にも協力。

### ■ 商標登録出願手続の流れ

フィリピンにおける商標登録出願手続に関するフローチャートを以下に示す。フローチャート中におけるカッコ付き数字は下記に記載の項目番号に対応する。



## ■ 詳細および留意点

## (1) 出願

・記載言語は、フィリピン語または英語であり、出願書類には下記のものを含める（知的財産法第124条（1））。

## (a) 願書

## (b) 出願人の名称および住所または居所

(c) 出願人が国民であるかまたは居住する国の名称および、出願人が真正かつ実際の工業上または商業上の事業所を有する場合は、当該事業所がある国の名称

(d) 出願人が法人である場合は、当該法人が設立され、存在するための基礎となっている法律

(e) 出願人がフィリピンに居住していない場合は、代理人または代表者の選任

(f) 出願人が先の出願に基づいて優先権を主張する場合は、次の表示

(i) 当該先の出願がなされた国内官庁が属する国の名称、または、その出願が国内官庁ではない官庁になされた場合は、当該官庁の名称

(ii) 当該先の出願がなされた日

(iii) 入手することができる場合は、当該先の出願の出願番号

(g) 出願人が当該商標の識別上の特徴として色を請求する場合は、その旨の陳述並びに請求する色の名称および当該色が付される商標の主要部分の表示

(h) 当該商標が三次元商標である場合は、その旨の陳述

(i) 当該商標の複製

(j) 当該商標またはその一部の翻字または翻訳

(k) ニース分類の類に従って群にまとめられた登録を求める商品またはサービスの名称、および、その商品またはサービスの各群が属するニース分類の類の番号

(l) 出願人若しくはその代表者による署名またはそれらの者を特定する記載

- ・出願人または権利者は、出願日から3年以内に、当該商標の実際の使用を宣言する書面をその証拠を添付して提出しなければならない。提出しなかった場合は、当該出願が拒絶され、商標登録が削除される（同条（2））。
- ・一の商標登録出願で複数の商品またはサービスの分類を指定できる（同条（3））。
- ・出願人は、複数の商品またはサービスを含む出願を2以上の出願に分割することができる（知的財産法第129条、商標規則419）。
- ・フィリピンは、マドリッド協定議定書の加盟国であるため、国際商標登録に基づいて保護を求めることもできる。

## （2）出願日の付与

・商標登録出願の出願日は、手数料が納付された後、フィリピン知的財産庁が次の事項を受理した日となる（知的財産法127条）。

- (a) 商標登録を求めることの明示のまたはその趣旨の表示
- (b) 出願人の特定
- (c) 出願人または代表者がいる場合は代表者に連絡をするために十分な表示
- (d) 登録を求める商標の複製
- (e) 登録を求める商品またはサービスの一覧表

・出願が出願日を付与するための条件を満たしていない場合は、フィリピン知的財産庁商標局は出願人にその旨を通知する。出願人は、通知の郵送日から1月以内に、出願を要求通りに完全にするかまたは訂正しなければならない。条件を満たさなかった場合は、出願は取り下げたものとみなされる（知的財産法第132条（1）、商標規則501）。条件を満たす場合には、出願番号および出願日が出願人に通知される（同条（2））。

## （3）登録要件

・公序良俗に反する商標等（絶対的拒絶理由）や、他人の商標登録と同一または類似の商標等（相対的拒絶理由）に該当しないことが必要である（知的財産法123条）。

#### (4) 実体審査

- ・実体審査では、出願が登録要件を満たすかについて審査される（知的財産法 133 条（1））。拒絶理由が発見された場合、この拒絶理由が出願人に通知される。出願人には、拒絶理由通知に対する応答・補正の機会が 4 月与えられる（同条（3））。審査官による拒絶査定に対しては、局長に対して不服申立をすることができる（商標規則 1102）。局長の決定に対しては、長官に上訴することができ（同規則 1108）、長官の決定に対しては、裁判所に上訴することができる（同規則 1111）。
- ・審査官は、登録することができない要素を含む商標であってその要素が含まれていなければ登録することができるものについて、出願人に対して当該要素を放棄することを許可または要求することができる（知的財産法第 126 条、商標規則 608）。

#### (5) 商標登録出願の公告

- ・実体審査において、拒絶理由が発見されない場合、フィリピン知的財産庁が発行する公報に商標登録出願が公告される（知的財産法第 133 条（2））。

#### (6) 異議申立て

- ・公告された商標が登録されることにより損害を受けるおそれがあると考える者は、当該商標登録出願が公告されてから 30 日以内に書面で異議申立てをすることができる。正当な理由があり、かつ所定の割増手数料を納付した場合は、異議申立書の提出期間を延長することができる（知的財産法 134 条）。

#### (7) 登録証の発行

異議申立期間内に異議が申立てられなかった場合、または異議申立てが却下された場合には、登録証が発行される。登録証が発行された場合には、その旨が公報に掲載される（知的財産法第 136 条）。

#### (8) 存続期間および更新

- ・商標登録の存続期間は登録日から 10 年である（知的財産法第 145 条）。

- ・商標登録の存続期間は、フィリピン語または英語で記載した願書を提出することにより、10年間更新できる。
- ・更新手続は、手数料の納付を条件に、存続期間満了前6月以内に行うことができる。また、存続期間満了後6月期間内は、追加の手数料の納付を条件に更新手続を行うことができる（知的財産法第146条）。

#### ■ソース

フィリピン知的財産法

フィリピン商標規則

フィリピン特許庁ウェブサイト

<http://www.ipophil.gov.ph/services/trademark/application-process-flow-chart>

(編集協力：日本国際知的財産保護協会)